

## 付録1-韓国が関わるその他のFTA 付録2-韓米FTAの 短期的影響測定に関する補論

著者	奥田 聡
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	情勢分析レポート
シリーズ番号	8
雑誌名	韓米FTA - 韓国対外経済政策の新たな展開
ページ	87-105
発行年	2007
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00014763">http://hdl.handle.net/2344/00014763</a>

## [付録 1] 韓国が関わるその他のFTA

### (1) すでに発効したもの

#### 1) 韓シンガポールFTA

韓シンガポールFTAは、韓国としてはチリに次ぐ2番目のFTAである。このFTAは、アジアの近隣主要国家との本格的FTAであり、アジアにおける橋頭堡作りの意味合いを持つ。シンガポールは韓国にとって7番目の交易相手であり、周辺諸国のサービス・金融・物流など産業全般にわたるハブとして機能している重要な相手国である。このため、韓国が目指す包括的FTAがその真価をよりよく発揮できる相手とも言える。また、現在韓国が掲げる「同時多発的FTA」政策の下で交渉が行われ、結実した初めてのFTAでもある。

韓シンガポールFTAは1999年9月のAPEC首脳会談で当時のゴーチェクトン・シンガポール首相が両国間FTAの締結を提案したことがそのはじめである。韓国がチリとのFTA交渉を事実上終えた2002年11月、シドニーでのWTO閣僚会議で韓・シンガポール通商会談が持たれ、その席で両国間FTA締結のための「産官学共同研究会」発足が合意された。その後、発効に至るまでに要した時間は比較的短かったのが韓シンガポールFTAの一つの特色といえる。産官学研究会は3回の共同研究会合を経て、両国間FTA推進を薦めた最終報告書を2003年10月に発表した。これをうけて同月の韓・シンガポール首脳会談で両国間FTAの政府間交渉開始が宣言された。2004年1月の第1次交渉開催を皮切りに数回の実務協議を交えた5回の本交渉の末、2004年11月のラオスでのASEAN+3首脳会談の際、韓・シンガポール首脳会談でFTA交渉の実質的妥結が宣言された。対チリ交渉の時と違って、交渉が一旦開始された後には目立った中断期間がなく、交渉開始後約1年で妥結にこぎつけた。2005年8月4日に韓シンガポールFTAは協定文への正式署名がなされ、同年12月1日には批准同意案が早くも国会を通過し、2006年3月2日に発効した。

このFTAの締結過程が迅速に進行したのは、両国にとってさしたる障害がなかったことが主な要因といえる。シンガポールは自由貿易港であり、FTA発

効前においても対韓輸入品には焼酎やビールなど酒類6品目を除いて関税賦課が行われていなかった。また、農産物など韓国にとっての敏感品目への輸入圧力はそれほど強くなく、交渉過程においても韓国側の敏感品目についてシンガポールが理解を示していた。こうした構図は比較的短期間で交渉がまとまった日シンガポールEPAと類似している。

協定内容をみると、概して韓国側の譲許の少なさが目立つ感がある。商品貿易では、シンガポールが全商品即時関税撤廃であるのに対して、韓国の関税即時撤廃は6724品目(59.7%)に留まった。5年での撤廃がアスファルト、電気アイロン、コーヒー、チョコレート、塩蔵魚、魚類缶詰を含む2009品目(17.8%)、10年撤廃が塩安、電動機、イチゴ、ジャガイモ、山芋、高麗ニンジン、酒類、冷凍たら・さば、製材など1582品目(14.1%)である。除外品目は946品目(8.4%)に上る。除外品目の例としては、揮発油、ボールベアリング、テレビなどの工業製品のほか、コメ、りんご、ナシ、たまねぎ、にんにく、牛肉などの農産品、養殖用活魚、熱帯魚などの水産品、合板、繊維板などの林産品がある。

サービス・投資譲許においても韓国側の譲歩はシンガポール側にやや見劣りする。サービス・投資の開放を行わない「留保」案件総数が韓国81件に対して、シンガポールは64件であった。留保案件はAnnex 9Aに規定される「現在留保」とAnnex 9Bで規定される「未来留保」があるが、やはりそのどちらにおいても韓国の留保案件数が多い。「現在留保」とは、サービス協定上の義務に一致しない(満たさない)政府措置であり、現存水準よりも規制的な方向に改正することが許されない。すなわち、既存の規制は認定するが強化できず、むしろ規制緩和の方向が示されたものと解釈すればよい。協定で定められた現在留保案件は韓国側50件(会計、税務、弁理士、薬局サービス提供に対する制限、スクリーンウォータ、運送サービスに対する制限、基本通信事業持分制限、地方政府措置など)、シンガポール側34件(現地人雇用、建築士資格、土地鑑定、医薬品卸・小売、会計、薬剤師提供サービス関連制限など)である。一方、「未来留保」とは、サービス協定上の義務が排除される分野であり、現行よりも規制的な措置をとることが可能である。協定で定められた未来留保案件は韓国側31件(非居住者に対する資本取引制限、外国人土地取得制限、放送、電力、郵便、賭博、法律、医療サービス提供に対する制限など)、シンガポール側30件(法律、放送、

賭博、新聞刊行、小・中等教育、郵便、信用評価、不動産、運送支援関連サービスなど）である。

その他の特徴としては、両国の域外加工品の原産地認定がなされたことが挙げられる。シンガポールの域外加工品の一部をシンガポール産認定（HS10桁基準で134品目）し、韓国側の関心の高かった開城工業団地など北朝鮮の工業団地製品の韓国産認定（HS6桁基準で4625品目）がなされることとなった。

韓シンガポールFTAの効果はまだ明確に示すことは難しい。韓国統計庁のデータによれば、2006年3月の二国間FTAの発効以後同年11月までの9ヶ月間における対シンガポール輸出入額はそれぞれ72億6933万ドル、44億8317万ドルで、前年同期比25.1%および6.5%伸びた。同期間における韓国の対世界輸出入の伸び率はそれぞれ15.7%、18.1%であるが、FTA発効に伴うシンガポールでの関税減免の恩恵をほとんど受けないはずの対シンガポール輸出の伸びが高く、逆に韓国側での関税減免の恩恵を受けるはずの対シンガポール輸入は伸びが低い。現在のところ韓シンガポールFTAの効果は目に見える形では現れていないというべきであろう。

## 2) 韓EFTA FTA

2006年9月に発効した韓EFTA FTAは、韓国にとって3番目のFTAであり、南米、アジアに次ぐ欧州市場への橋頭堡の意味合いを持つ。EFTAはEUに加盟しない欧州諸国をほぼ網羅していて、そのメンバーはスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの4カ国である。EFTAの一人当たり所得は3万8656ドル（2003年、GDI基準）で、経済規模は世界10位圏に属する。韓EFTA FTAは、韓国にとって初の先進国とのFTAである。2006年における相互間の交易規模は39億2570万ドルで、EFTAは韓国にとっては30位内外の交易相手である。

韓EFTA FTAは2000年7月にEFTA側がその推進意思を表明したことに始まる。この後EFTA側は韓国とのFTA推進に積極的な態度を示し続けた。2004年5月14日のOECD閣僚会議の際に開催された韓EFTA通商長官会談で両者間FTAに関する産官学共同研究の開始に合意し、韓EFTA FTAは妥当性検討の段階に入った。同年10月13～15日の共同研究第2回会議で2005年初からのFTA交渉開始と1年以内の妥結を勧告する共同研究報告が確定した。これを受けて、

2004年11月12日に公聴会が開催され、同年12月9日には対外経済長官会議が韓EFTA FTAの推進を決定した。同年12月16日、両者はジュネーブでの通商長官会議の際に2005年1月からのFTA交渉開始を宣言した。本交渉は6ヶ月の間に4回行われ、同年7月12日に中国大連で行われた両者の通商長官会議の際に交渉妥結が宣言された。韓EFTA FTAの交渉ではそれまでの交渉において蓄積された交渉ノウハウが生かされて、対シンガポール交渉よりも迅速な交渉経過をたどった。正式署名は2005年12月15日に香港で行われ、2006年6月30日には批准同意案が国会を通過、同年9月1日に発効した。

商品分野において、農産物は加工農産物と基本農産物に区分され、加工農産物に関する譲許は本協定に含まれ、基本農産物については韓国とEFTA加盟国との間での個別協定となっている<sup>(1)</sup>。本協定の譲許内容を見ると、EFTA側は基本農産物を除く全品目で即時関税撤廃する。発効前におけるEFTA側の主要な高関税品目は衣類・織物、貴金属製品、各種調製食品などであるが、これら品目も全面的に関税が撤廃され、韓国側の輸出増大が期待される。ただし基本農産物では適用除外が目立ち、スイス49%、ノルウェー39%、アイスランドでも33%（それぞれ品目ベース）が除外された。韓国側の発効10年以内における関税撤廃率は品目ベースで96.6%であり、韓チリFTAとほぼ同水準である。関税が即時撤廃されるのは8726品目（86.3%）で、工業製品については8568品目（91.1%）が該当する。一方、水産物、加工農産物の即時撤廃品目は少なく、それぞれ110品目（27.1%）、48品目（15.8%）に留まっている。発効後10年以内の関税撤廃が約束されていない「残存品目」は、工業製品では原油・石油製品の29品目（0.3%、3年後再検討）、水産物78品目（19.7%、うち除外は海苔・わかめなど47品目。その他はサケ・マス活魚24品目をはじめほとんどが今後再検討）となっており、加工農産物においては大半の235品目（77.3%）が残存品目となっている。加工農産物では関税引き下げ（10～50%）対象が187品目と残存品目の多くを占めるが、除外品目も高麗人参製品を含む48品目に上っている。基本農産物では1451品目中スイス66%、ノルウェー54%、アイスランドも42%を除外した。主要な除外品目はコメ、肉類、酪農製品、調味料類などであるが、チーズ、ワイン、羊肉などは一定の譲歩を行っている。

このほか、韓EFTA FTAで特筆されるのは開城工業団地産品に対する韓国産認定であり、HS 6桁基準267品目に対して認められた。

### 3) 商品貿易のみの部分合意：ASEAN

韓ASEAN FTAは2007年4月2日に基本協定、紛争解決協定および商品貿易協定が国会で批准され、同年6月1日に発効しているが、投資・サービスについては交渉が継続している。また、商品貿易についても国内政情および韓国のコメ除外などによりタイが未署名である未完の協定であるが、5億人の人口を擁し、日本、米国、EU、中国に次ぐ韓国第5の交易相手（2006年の交易規模は618億900万ドル）である巨大経済圏とのFTAは韓国にとっても意義は大きい。先に締結済みの対シンガポールFTAの持つアジアへの橋頭堡機能はさらに強化された形となった。日本はASEANとのFTAに先駆けて主要加盟国とのFTA締結を先行させているが、韓国の場合はASEAN会員国との個別FTAは韓シンガポールFTAのみである。こうした交渉方式はASEANとのFTAのみを推進し、個別FTAを持たない中国の方式に近い。

ASEAN側は1997年以後持続的に韓国とのFTA締結の希望を持ってきたという<sup>(2)</sup>。具体的な動きは2003年以降現れてきた。同年8月に対外経済長官会議が共同研究提案を決定し、2004年3～8月の専門家グループ会議を通じてFTA推進が建議された。同年11月30日には韓ASEAN会議において2年以内の妥結を目標とした交渉開始が宣言され、翌2005年2月には第1回交渉が開始された。8回の交渉の末、同年12月には商品自由化に関するモダリティ（方式）についての合意を見、包括的経済協力に関する基本協定（Framework Agreement）に関係国が正式署名した。2006年4月28日に終わった第11回交渉において商品貿易交渉が妥結、8月24日にタイを除く9カ国が商品協定に正式署名した。その後2007年4月13日に終了した第17回交渉まで投資・サービスに関する4回の交渉が持たれ、2007年8月13日からシンガポールで第18回交渉の開催が予定されている。この第18回交渉でサービス協定の文案を確定する予定で、2007年内の妥結が目指されている。

韓ASEAN FTAでは、ASEAN10カ国と韓国の計11カ国を3つに分け、譲許類型も3つに分けた。締結国は①先行7カ国＝韓国とASEAN6カ国：シンガポール・マレーシア・タイ・フィリピン・インドネシア・ブルネイ、②ベトナム、③後発3カ国＝カンボジア・ラオス・ミャンマーに分けられて自由化年限に差をつけた。譲許類型はノーマルトラック品目と敏感品目に分かれ、敏感品目の中にはさらに超敏感品目を置いた。関税の早期撤廃を目指すノーマルトラ

ック品目は品目数・金額ともに90%以上が含まれ、先行7カ国は2010年までに関税を撤廃する<sup>(3)</sup>。ベトナムと後発3カ国についてはASEAN 6対比それぞれ6年、8年の猶予が認められる。敏感品目は品目数ベースで7%以下<sup>(4)</sup>であり、先行7カ国は2012年初までに関税を20%以下に引き下げ、2016年までには関税を5%以下に引き下げる。ベトナムと後発3カ国についてはそれぞれ5年、8年の猶予が認められる。超敏感品目は品目数ベースで3%以下(もしくは200品目以下)<sup>(5)</sup>であり、保護の形態はグループAからEまでの5種類に分かれる。グループA、B、Cは関税引き下げのみの約束で、それぞれ最高税率50%、税率20%カット、税率50%カットを内容とする。履行年限は先行7カ国が2016年で、ベトナム、後発3カ国にはそれぞれ5年、8年の猶予が認められる。超敏感品目中、関税引き下げ幅が小さいグループBが最も数が多い。グループDは関税割当であり、グループEは除外品目(HS 6桁基準40品目まで)である。

譲許内容を概観すると、自動車、鉄鋼などの韓国の主力商品でありかつ関心品目のASEANにおける関税が撤廃されることになっていて、韓国からASEANへの輸出増加が期待される。また、電子製品、化学製品、半導体、通信機器製品などにおいても輸出増加が期待される。また、韓国の敏感品目は多くの品目が保護された。具体的にはコメ、牛肉、鶏肉、ニンニク、タマネギ、唐辛子と大部分の果実類、主要な活魚・冷凍魚類が除外対象となった<sup>(6)</sup>。

このほか、開城工業団地製品については各国が選ぶ100品目が原産地認定されることになった。

## (2) 交渉中のFTA

1) 韓メキシコFTA：NAFTAへの橋頭堡作りを狙う。一時中断の後交渉を再開

メキシコは韓国にとって中南米最大の市場であると同時にNAFTA市場参入の足がかりでもある。韓国から見て、メキシコは15番目の輸出先であり、交易総額で見ても26番目の交易相手である。韓国の対メキシコ交易はメキシコ国内市場向けの携帯電話や家電のほか、NAFTA活用を狙ったマキラドーラ所在の韓国系企業に供給する中間財等の輸出が多く、収支尻が韓国の大幅出超で

あることが特徴である。2006年の韓国の対メキシコ輸出総額は62億8457万ドル（21位）だったが、貿易黒字は54億8692万ドルに達した。直接投資も累計・実行基準で110件、4億5217万ドル（2006年末現在）に達する。

韓国はメキシコとのFTA締結を熱心に推進してきたが、この背景には韓国系進出企業の利害保護がある。メキシコが次々とFTA網を着々と構築するにしたがって、FTA締結国の企業と関税減免の恩恵のない韓国系企業の間競争力格差が顕在化していった。また、メキシコのFTA未締結国に対する差別的な取り扱い、たとえばFTA未締結国産タイヤへの関税率引き上げや自動車の輸入関税の50%引き上げおよびプラント市場への参入不可、政府調達市場での入札制限などは韓国系企業に実害をもたらした。とくに、メキシコとのFTAを締結した日本との競争には強い懸念がある。韓国の対メキシコ輸出のうち約4分の1（2004年、6億600万ドル）が日本との競争上劣位に置かれたという。具体的には電機・電子、機械類、輸送機器、プラスチック、鉄鋼、ゴム・タイヤなどで韓国製品に対する価格下落圧力が予想されていた。一方、メキシコ側では化学、鉄鋼、繊維、自動車部品などの業界が韓国製品による市場蚕食を憂慮してFTA交渉に否定的態度が表明されていたとされる<sup>(7)</sup>。

韓メキシコFTAに関する初の議論は2000年5月にあった。この際両国は民間経済協力強化と投資保障協定締結の後にFTAを推進するという3段階アプローチを採用することで合意した。2002年7月にはFTAの妥当性に関する研究を推進することとなり、2003年5月には韓国側研究成果の説明会がメキシコで開催されている。さらに同年11月には高建総理がフォックス大統領に対してFTAに関する共同研究を持ちかけている。しかし、同月にメキシコは国内からのFTAに対する反発に押されてFTAモラトリアム宣言を発し、韓メキシコFTAに関する動きは止まってしまった。それでも韓国側の対メキシコFTAへの意欲は衰えず、2004年4月には専門家グループの構成にこぎつけ、6回にわたって両国間FTA交渉開始に向けての問題整理が行われた。メキシコ側の一部産業界でのFTAに対する拒否反応に配慮して、専門家グループの最終報告書は両国間経済関係増進のための方策を講ずることを提言するとともに、FTAのかわりにEPAという用語を用いた。2005年9月には両国の政府間交渉の開始が決まるが、ここでもFTAという用語は避けられ、FTAの前段階として用いられたことのある戦略的経済補完協定（SECA）という用語に置き

換えられた。直近の交渉は2006年6月16日に終わった第3回SECA交渉だが、それ以後の交渉は中断状態にある。この段階で韓国側は金額ベースで96%に上る譲許案を提示していたが、メキシコ側の譲許は67%という低い水準にとどまっていたという<sup>(8)</sup>。同交渉後外交通商部は、「商品譲許の範囲と相互の関心品目反映の程度に相当な視角差がみえ、さしたる進展を見なかった」と発表<sup>(9)</sup>している。

しかし、最近になって膠着した事態を打開する動きが出てきた。2007年7月のAPEC会合を契機に持たれた両国通商長官会談でメキシコ側が中断されていた交渉を再開し、レベルの高い正式のFTAを目指そうと提案してきた。これを受けて、8月8日には両国がFTA交渉の再開に合意した。メキシコ側は韓米FTAの妥結に刺激を受けたと見られ、自動車や電子製品を含む90%以上の市場開放を提案してきたという<sup>(10)</sup>。

## 2) 韓カナダFTA：韓メキシコFTAの代役格

現在交渉が進行中の韓カナダFTAは韓国の北米に対する橋頭堡と位置づけられている。このFTAは、韓国内で報道されることも少なく一般の関心が高いとは言いがたいが、当初韓国がカナダに対して締結を打診するなど、韓国側に積極的な姿勢が見られた。2004年ロードマップ後に推進されたFTAであるが、進展速度もかなり速くすでに大詰め段階を迎えている。ただし、2007年に入ってから商品譲許案をめぐる交渉ペースがやや落ちていることが気がかりな点ではある。韓カナダFTAと同じくNAFTAへの橋頭堡と位置づけられている韓メキシコFTA締結の展望が不透明になるにつれて韓カナダFTAの議論が急進展したことは興味深い。

対外経済長官会議は2004年5月10日、カナダをFTA推進ロードマップ上の短期FTA推進国に指定し、韓国側からカナダ側に対してFTA締結の意志が伝達された。同年11月には予備協議開催が合意され、2回にわたる予備協議が開かれた。公聴会、民間諮問会議を経て2005年6月1日にFTA交渉の開始が合意された。直近の交渉は2007年4月27日に終了した第10回会合で、電子商取引と知的財産権については合意を見た。原産地・サービス・投資・金融・通信・競争・総則・環境でも残る争点の多くが解消したと伝えられている。商品譲許案については、2006年9月の第7回会合で第2次草案までの検討が終わ

った。サービス・投資においても草案の交換が行われた段階である。韓国政府は2007年経済運用方向で韓カナダFTAを年内に妥結させたいとの意向をもっている<sup>(11)</sup>。

韓国がカナダとのFTAを重視した最大の理由はNAFTAへの橋頭堡の役割を期待しているからである。しかしこのほかに、自動車、衣類、履物などの関心品目輸出を増やすこと、カナダの輸出商品のうち韓国が特に必要としている石炭、製紙材料、木材、ニッケルなどの天然資源の安定供給を図ることなども大きい。韓国にとってカナダは22番目の貿易相手国で、2006年の交易規模は67億1169万ドルであった。カナダは米国やチリ、メキシコに比べて対アジア通商競争において後れを取っており、韓国とのFTA実現が切実な課題であるとの認識を持つにいたっている<sup>(12)</sup>。同国にとって第7位の輸出相手国（2005年）である韓国とのFTA締結は遅れを取り戻す好機となる。

両国の関心品目はほぼそのまま相手方の敏感品目となっている模様である。第5次交渉での商品譲許草案交換の席上、韓国側は自動車、繊維、履物などに対する関心を表明し、カナダ側は韓国側草案にある除外品目の農産物、水産物、林産物に関心を表明した。カナダ側では早くもその敏感分野である自動車、部品産業、造船業界および牛肉生産者などが韓カナダFTA締結時の被害を最小化するために政府・議会へのロビー活動を行っている<sup>(13)</sup>。現在、商品、サービス・投資、政府調達では残る争点の詰めが行われている。カナダは韓国の農産物輸入に関して、4月に交渉が妥結した韓米FTA同様の高レベルの開放を求めている。6月25日からの実務交渉では鶏モモ肉、天然ハチミツ、大豆などの品目での交渉が不調に終わり、今後の交渉では穀物や畜産品などの主要敏感品目の扱いが協議されると見られる<sup>(14)</sup>。それでも、韓国側の交渉取りまとめへの意欲は強い。今後韓国の農産物輸入をどう扱うかをめぐって交渉は大きな山場を迎えようとしている。

### 3) 韓インドFTA：有望新興国家とのFTA

世界の注目を集めるBRICsの一角で、将来世界最大級の経済規模への成長が期待される有望新興国家インドとのFTA締結は、韓国にとっては将来の輸出市場確保の上で重要な意義を有する。将来の有望性と関連して、韓国企業の投資先としても重要性を増すものと見られている。すでにLG、三星、現代、ポ

スコなどの大企業の進出は成功を収めつつあり、韓国製品の名声は日本製品に並ぶまでになっている。インドの平均関税率はまだ29%と高く、FTAによって関税引き下げを勝ち取った場合非締結国に対する相対的優位性は高いと見られる。また、韓国がFTA締結によってインドとの経済関係強化を図るのには、最近の過度の対中傾斜を緩和・是正したいという韓国政府の思惑もある。

韓国にとってインドは第14位の交易相手で、交易総額は91億7359万ドル、貿易黒字は18億9201万ドル（それぞれ2006年）に達している。直接投資においては、インドは13位の進出先である。2006年末現在対インド投資の件数と金額はそれぞれ245件、10億1056億ドル（累計、実行基準）を記録した。この数字は韓国の対ドイツ投資にほぼ匹敵する大きさである。

韓インドFTAに関する議論は2003年12月の外相会談の際に両国間の包括的な貿易・投資・サービス協力のための共同研究グループ設立合意が初めてのものであろう。2004年5月には補完されたFTAロードマップでインドが短期FTA推進国に指定され、10月の首脳会談の際には産官学共同研究の開始が合意された。この時以降韓インドFTAについてはFTAの代わりにCEPA（包括的経済パートナーシップ協定）という用語が使用され始めた。これには商品、投資、サービスのみならず経済協力をも広く取り込んだ協定作りを目指そうという意図がこめられている。共同研究は4回の会合を経て2006年1月6日にCEPA交渉の推進を建議して終了した。政府間交渉は2月6日に開始が宣言され、3月23日に第1回交渉が始まった。直近の交渉は2007年7月27日に終わった第7回交渉である。これまでの交渉進捗は順調で、すでに両国は商品譲許案を交換している。現段階で、商品分野においてはインド側の譲許水準は85%（品目基準）と相当高いが、韓国側の敏感品目である農産品についての具体的な交渉はまだであり、年内妥結にむけての大きな山場の一つと見られている。

### (3) その他のFTA

政府間交渉には至らずとも検討段階にあるFTAとしては中国、MERCOSURなどに対するものがある。

中国は今や韓国第一の貿易相手であり投資先である。また、209億ドル（2006年）に上る対中黒字は韓国の景気底割れを防ぐのに重要な役割を果たしてきた。韓中FTAはFTAロードマップ上の巨大経済圏とのFTA締結戦略にお

いて韓米FTAと並ぶ「大物」であり、妥結となれば韓国の貿易・投資の姿が大きく変化することになろう。ただし、FTAによる農業市場の対中開放は韓国農林水産業に壊滅的な打撃をもたらしかねないし、中小企業にも大きな影響が及ぶことが懸念されている。2007年6月11日に開催された韓国経済学会でSK経済経営研究所の王允鍾研究委員は、「韓中FTAは韓米FTAの2倍程度の破壊力がある」と発表している<sup>(15)</sup>。

韓中FTAが韓国経済に及ぼす大きな影響を恐れて、これまで韓国政府は同FTAに対して慎重な態度を取ってきた。2004年9月に韓中間で共同研究の開始が合意されたが、この研究は産官学研究ではなく、KIEPと中国国務院発展研究中心(DRC)との間の「民間研究」であり、農業など敏感部門への影響測定などに2年の時間を費やした。2006年11月に出た民間共同研究報告書は産官学共同研究の立ち上げを建議したが、韓国政府のこうした慎重な動きは日韓FTAの時とよく似ている。

第1回の産官学共同研究は2007年3月26日に開催され、双方の敏感品目として韓国側が農水産物、中国側が自動車、鉄鋼、化学、機械、化粧品などを挙げた。産官学共同研究の第2回会議は7月4日に終了したが、韓国側は慎重姿勢を崩していない。同会議後の報道資料で外交通商部は「産官学共同研究作業はFTA交渉開始を前提としていない。政府は年末まで共同研究を通じて韓国の農水産物を始めとする両国の敏感分野の保護などについて十分な意見交換を行う。その上で、国内業界および学界などとの懇談会や公聴会等の世論集約過程を経て韓中FTA交渉開始可否を最終的に決める予定」としている。金鉉宗通商交渉本部長によれば、産官学共同研究は2007年末まで継続する見込みで、政府間交渉は翌2008年に発足する次期政権が開始することになるという<sup>(16)</sup>。第3回会議は2007年10月に開催されることになっている。

韓国側の極めて慎重な姿勢とは対照的に、中国は4月初めの韓米FTA妥結の後に韓国側に対して一層積極的なFTA締結の働きかけを行っている。2007年4月11日、訪韓中の中国の温家宝首相は「産官学共同研究の結論導出を早めてFTA構築の土台をつくろう」と発言し、韓中FTA締結への意欲を示した。

MERCOSURとは2005年以来共同研究会(官僚が参加)が行われてきたが、2006年末にいったん終了した。正式交渉を開始するかどうかについては今後検討される。GCC(ペルシャ湾岸協力理事会)とのFTAについては、2007年3

月の盧武鉉大統領の中東訪問の際にFTAを推進することで合意を見ている。日韓中FTAについては2007年中に民間共同研究の結果が出ることになっているが、これを踏まえて産官学研究を開始するかどうかを決める予定である。日韓、韓中FTA同様、慎重な交渉姿勢といえる。対ニュージーランド・オーストラリアFTAについては韓国の敏感部門である肉製品、酪農製品などでの開放圧力が予想され、韓国政府は慎重な態度を維持してきたが、「2007年経済運用方向」では同年中に民間共同研究を開始する意向を政府は持っている。そのほか、ロシア、中東、アフリカ諸国とのFTA推進も必要性に応じて検討していくことになっている。

#### 【注】

- (1) 韓EFTA FTAにはリヒテンシュタインとの個別の農産物関税に関する協定は含まれていないが、「スイスとリヒテンシュタイン共和国間の1923年3月29日関税同盟条約」によってスイスと韓国との間の協定が自動的に適用される。
- (2) 韓国外交通商部自由貿易協定ホームページ。(http://www.fta.go.kr/fta\_korea/info.php?country\_id=14、2007年1月24日採録)
- (3) 韓国は発効後ノーマルトラック品目の70%以上を即時関税撤廃、ASEAN 6は50%以上の品目の関税率を5%以下に削減する。その後韓国は2008年初までに95%以上、ASEAN 6は2009年初までに90%以上の品目について関税を撤廃する。ASEAN 6については2010年時点で5%の未撤廃品目が認められるが、2012年初までに関税撤廃する。
- (4) さらに韓国の場合は金額で10%以下、ASEAN 6の場合は金額で25%以下との制限が付される。
- (5) 韓国とASEAN 6についてはさらに金額ベース3%以下との制限が付される。
- (6) 韓ASEAN FTAの商品協定は韓国外交通商部ホームページで2006年10月20日以降公開されている。各国の譲許内容の詳細は協定を参照されたい。(http://www.fta.go.kr/storage/str1\_view.php?page=1&board\_id=1732&country\_id=?page=1&board\_id=1662&country\_id=?page=1&board\_id=1621&country\_id=#)
- (7) 2005年3月8日の外交通商部報道資料「韓—メキシコ経済関係強化のための第3次共同研究開催結果」を参照。
- (8) 『ファイナンシャルニュース』2007年8月8日付け。
- (9) 2006年6月19日の外交通商部報道資料「韓・メキシコ戦略的経済補完協定 (SECA) 第3次交渉結果」を参照。

- (10) 『国民日報』2007年8月9日付け。
- (11) 『ソウル経済新聞』2007年1月4日付け。
- (12) 2006年10月28日のカナダのエマーソン貿易相の発言。『朝鮮日報』2006年10月29日付け。
- (13) 『国政ブリーフィング』2006年4月20日号への任晟準駐カナダ韓国大使の寄稿を参照。
- (14) 『連合ニュース』2007年7月3日付け。
- (15) 『連合ニュース』2007年6月11日付け。
- (16) 『連合ニュース』2007年7月10日付け。

## [付録 2] 韓米FTAの短期的影響測定に関する補論

### (1) 使用したデータ

試算に当たっては譲許表所載の韓米両国の1万を超える詳細品目（米国はHS2002 8桁基準10512品目、韓国はHS2002 10桁基準11279品目）のそれぞれについて、まず双方市場における他方からの輸入実績、2006年段階で適用されていた関税率、FTA発効当初の関税減免幅を求めた。輸入実績は、韓国の対米輸入については韓国貿易協会が提供する貿易統計を用いた<sup>(1)</sup>。米国の対韓輸入については米国ITC（国際貿易委員会）の関税・貿易データベースより採録した<sup>(2)</sup>。2006年段階の適用税率については、韓国は譲許表所載の数値を、米国についてはITCデータベース所載のデータより各品目の実行税率を求め、用いた。実行税率の計算に当たっては、各品目の対韓輸入にかかる計算税額（calculated duties）を輸入額で除して求めた。

### (2) 輸入品間、国産・輸入品間の代替の弾力性

この際、両者ともに不完全代替を仮定する。第三国輸入への影響の度合いは輸入品間の代替の弾力性を以て表し、域内輸入国の国産品に及ぼす効果は輸入・国産品間の代替の弾力性（アーミントン弾力性）を以て表す。韓米両国においてそれぞれのFTA相手国からの輸入に対する関税が撤廃されたことによってその国内価格が1%下落したときに第三国からの輸入が何%減少するか（そしてFTA相手からの輸入が何%増加するの）かを表すのが輸入品間の代替の弾力性であり、輸入国の国内需要が何%減少するの（そしてFTA相手からの輸入が何%増加するの）を示すのが輸入・国産品間の代替の弾力性である。

影響の推計にあたっては、弾力性の数値にどのようなものを用いるかが重要となってくる。各品目の輸入・国産品間の代替の弾力性および輸入品間の代替の弾力性（たとえば、対米輸入における各国からの輸入品相互の代替の弾力性）は過去の実績を用いて計量することもでき、さらに輸入品間の代替の弾力性については、ある一国の輸入先別の弾力性（たとえば、米国の対中、対韓、対日輸入に関する代替の弾力性など）を計量することもできる<sup>(3)</sup>。だが、試算の結果を

見ると、過去の実績をベースとした代替の弾力性の推計値は必ずしも安定しておらず、品目分類が詳細になるほど不安定性が増す傾向が窺える。このため、ここでの推計のために必要な弾力性数値はCGE（計算可能な一般均衡）モデルの計算にしばしば用いられるGTAP（Global Trade Analysis Project）Version 5（1997年版）パラメータ<sup>(4)</sup>を輸入品間、輸入・国産品間の代替の弾力性のいずれについても米国、韓国双方に共通なものと仮定した。輸入品間の代替の弾力性は全ての輸入先について共通と仮定した。なお、GTAPパラメータにおいては輸入品間の代替の弾力性は輸入・国産品間の弾力性の2倍としてある。

ここで問題となるのはGTAPパラメータの産業分類とここでの推計の詳細商品分類とのギャップである。一般に、産業分類が粗い場合は当該産業内において輸入品間、あるいは輸入・国産品間での代替が盛んに行われるが、分類を細かく取った場合は輸入品間あるいは輸入・国産品間の「棲み分け」はより明確になる。このため、産業分類が粗い場合には代替の弾力性は大きくなる傾向がある。ここでの関税撤廃の影響推計は1万以上の詳細商品分類のそれぞれについて行うが、上述のGTAPパラメータは商品貿易に対応する42産業という相当粗い産業別弾力性数値である。事実、GTAPの分類よりも詳細なSIC（米国標準産業分類）4桁の212産業分類に拠ったGallaway et al.による輸入・国産品間の代替の弾力性推計値<sup>(5)</sup>とGTAPパラメータとを比較すると、その単純平均値は後者が前者に比して3.75倍大きかった。このため、ここでの推計にGTAPパラメータを直接用いると関税撤廃の影響を過大推計することとなり、適切でないと判断した。本来であれば、Gallaway et al.の弾力性数値を用いるべきであ

附表1 主要産業における輸入・国産品間および輸入品間の代替の弾力性

	代替の弾力性	
	輸入・国産品間	輸入品間
紙・出版	0.48	0.96
石油製品、化学	0.51	1.01
農産品、織物	0.59	1.17
畜・水・林産物、鉱物、石油、木製品、鉱物・金属製品、電気機器、機械、その他製造業	0.75	1.49
飲料・タバコ	0.83	1.65
衣類	1.17	2.35
自動車、その他輸送機器	1.39	2.77

（出所）筆者作成。

るが、そこで用いられたSICコードとここでの分析に用いるHS2002コードがきれいに対応しなかった。そこで、HSコードとの間で産業分類がより明確な対応関係を示すGTAPの弾力性数値を一律に3.75で除し、各詳細品目に対応させることとした。附表1に主要産業の弾力性数値を掲げる。

### (3) 各品目の関税撤廃に伴う影響額計算の方法

各品目のFTA発効時における関税撤廃に伴う即時的な影響額は次のように算出される。

輸入をM、 $\eta_{(MM)}$ を輸入品間の代替の弾力性、 $\eta_{(MD)}$ を輸入・国産品間の代替の弾力性、従前の従価関税率<sup>(6)</sup>を $\tau$ 、FTA発効時の関税引き下げ率(0-100%、即時撤廃の場合は100%)を $\delta$ 、国別輸入シェアをSとする。下付き添え字iはFTAの域内輸入国、jは域内輸出国とし、hが品目を表すものとする。また $\Delta$ を増分とする。すると、商品hにおいてFTA発効にともなう関税撤廃がi国の第三国からの輸入に及ぼす効果(貿易転換効果)と、i国自身の国産品に及ぼす効果は次のように計算される。

$$\Delta M_{ijh (MM)} = M_{ijh} \times \left( \tau_{ijh} \times \delta_{ijh} \right) \times \eta_{h (MM)}$$

貿易転換効果                      従前輸入額                      従前関税率                      FTA発効に伴う関税引下率                      輸入品間代替弾力性

$$\Delta M_{ijh (MD)} = M_{ih} \times \left( \tau_{ijh} \times \delta_{ijh} \times S_{ijh} \right) \times \eta_{h (MD)}$$

i国国産品への効果                      (対世界)                      従前輸入額                      従前関税率                      FTA発効に伴う関税引下率                      J国のシェア                      輸入・国産品間代替弾力性  
(i国での輸入物価下落率)

ただし、FTA発効前における域内国jからの輸入の比率が極めて高い場合(極端なケースでは全量がすでに域内輸入となっていた場合)、貿易転換効果が従前輸入額を超えて計算されることもある。その場合は、計算された貿易転換効果のうち従前輸入額を超える部分は第三国からの輸入総額を限度にi国国産品への効果に繰り入れることとした。域内輸出国jから見たFTA発効に伴うi国に対する輸出増加の効果はこれら2つの数値の和となる。

$$\Delta M_{ijh} = \Delta M_{ijh}^{(MM)} + \Delta M_{ijh}^{(MD)}$$

輸出増加効果      貿易転換効果      i 国国産品への効果

読者の直感的理解を助けるため、数値例を下に示してみよう。

米国 HS 54022030 (ポリエステル単繊維強力糸、小売用包装でないもの)	
2006年の輸入実績	1億7720万313万ドル
対韓輸入実績	5668万5521ドル
(韓国のシェア	31.99%)
従前の関税率税率	8.8%
韓米FTA発効に伴う即時引下率	10% (10年均等撤廃)
輸入品間の代替の弾力性	1.173
輸入・国産品間の代替の弾力性	0.587
貿易代替効果	58万5296ドル
米国国産品への影響	29万2648ドル
韓国の輸出増加効果	87万7944ドル

#### (4) 第三国への影響

第三国のそれぞれが受ける影響は、各品目において発生する貿易転換効果(総額)を各国のシェアにしたがって割り振ることによって求めた。下付き添え字  $k$  を第三国  $k$  を表すものとすれば、特定の第三国が商品  $h$  において受ける影響は次のように表される。

$$\Delta M_{ijkh}^{(MM)} = \Delta M_{ijh}^{(MM)} \times \left[ \frac{M_{ikh}}{M_{ih} - M_{ij}} \right]$$

K国に現れる貿易転換効果      貿易転換効果総額      K国からの輸入額      第三国からの輸入額計

(k国が第三国輸入に占めるシェア)

ここで、貿易転換効果は米国市場と韓国市場においてそれぞれ発生することに注意する。

**【注】**

- (1) 韓国貿易協会の貿易統計は次のサイトを参照した。 [http://stat.kita.net/top/state/n\\_submain\\_stat.jsp?menuId=01&subUrl=n\\_default-test.jsp?lang\\_gbn=kor^statid=kts&top\\_menu\\_id=db11](http://stat.kita.net/top/state/n_submain_stat.jsp?menuId=01&subUrl=n_default-test.jsp?lang_gbn=kor^statid=kts&top_menu_id=db11) (2007年7月11日アクセス)
- (2) 米国ITCの関税・貿易データベース・サイトのアドレスは次の通り。 <http://dataweb.usitc.gov/scripts/INTRO.asp> (2007年7月16日アクセス)
- (3) 例えば、相手先別の輸入品間代替の弾力性に関する推計としては、Zhang, X and Verikios, G. “Armington Parameter Estimation for a Computable General Equilibrium Model: a Database Consistent Approach,” Economics Discussion/ Working Papers 06-10, University of Western Australia, 2006. がある。
- (4) 輸入品間の代替の弾力性のGTAP Version5パラメータはHertel, T., Hummels, D., Ivanic, M., and Keeney R. “How Confident can we be in CGE-Based Assessments of Free Trade Agreements,” NBER Working Paper Series 10477, National Bureau of Economic Research, 2004. 所載の数値を用い、輸出品・国産品代替の弾力性のGTAPパラメータはDonnelly, W.A., Johnson K., Tsigas M. and Ingersoll D. “Revised Armington Elasticities of Substitution for the USITC Model and the Concordance for Constructing a Consistent Set for the GTAP Model,” USITC Office of Economics Research Note No. 2004-01-A, U.S. International Trade Commission, 2004. より取った。
- (5) Gallaway M. P., McDaniel C. A. and Rivera S. A. “Long-Run Industry Level Estimates of U.S. Armington Elasticities,” USITC Working Paper No. 2000-09a, 2001. を参照。
- (6) 韓国の2006年関税のうち、従価・従量税率の選択制となっている品目が80余りあるが、これらについては数量統計により計算税額を試算し、その上で計算上の従価税率を推定した。

注：資料については、韓国語資料も日本語訳によって掲出してある。日本語資料についてはその旨を明記した。新聞記事の多くはネット上の記事を参考とした。主要なサイトのアドレスは次の通りである。

『eデイリー』（韓国語）：<http://www.edaily.co.kr/>

『中央日報』（韓国語）：<http://www Joins.com/>

『朝鮮日報』（韓国語）：<http://www.chosun.com/>

『朝鮮日報』（日本語）：<http://www.chosunonline.com/>

『プレシアン』（韓国語）：<http://www.pressian.com/>

『毎日経済新聞』（韓国語）：<http://www.mk.co.kr/>

『連合ニュース』（韓国語）：<http://www.yonhapnews.co.kr/>